

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を定める必要があるため、市川市介護保険条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

市川市長 村越 祐民

市川市条例第19号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「及び令和2年度」を削り、「21,720円」の次に「と、令和2年度にあつては16,680円」を加え、同条第2項中「31,740円」を「令和元年度にあつては31,740円と、令和2年度にあつては23,340円」に改め、同条第3項中「41,760円」を「令和元年度にあつては41,760円と、令和2年度にあつては40,080円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。